

## 論 説

## 第二次大戦後ドイツの制度変革と「民主制の危機」

—— M・ライナー・レプジウスの社会分析と「制度理論」に寄せて——\*

山 井 敏 章

## はじめに

2019年6月19日、ユルゲン・ハバマスの90歳の誕生日の翌日、フランクフルト大学で開かれた彼の講演会には3,000人を超える聴衆が参集した（当然ながら1室では収まらず、さらに五つの講義室で中継がなされた）。これほど多くの聴衆の参加はハバマスの人と著作の力だけによるものではない、とドイツの政治雑誌シュピーゲルは記している。ドイツがその上に築かれてきた思想の基盤が今後もこの国の合意の基礎であり続けるのか。それとも、右翼ポピュリズムの台頭は、自由主義的民主制から非自由主義的民主制への移行の前触れなのだろうか。このような「集団的な喪失の不安（kollektiver Verlustangst）」が講演会に足を運ばせたのだ、と<sup>1)</sup>

同じ6月の初めに、ヘッセン州の地方行政機関の長官を務めていたCDU（キリスト教民主同盟）の政治家ヴァルター・リュブケが右翼急進主義者の凶弾に倒れるという事件が起きていた。国家の要職にある人物の右翼テロリストによる暗殺——自宅の庭に面したテラスで間近から頭を撃ち抜かれた——は数十年来なかった事件であり、ドイツはなおそのショックに揺れていた<sup>2)</sup>。同年5月下旬の欧州議会選挙で、ドイツでは緑の党（Bündnis 90/Die Grünen）の躍進が著しく、CDUに次ぐ第二の勢力にまで台頭したが、その一方で、旧東ドイツのザクセン州・ブランデンブルク州では右翼ポピュリスト政党AfD（ドイツのためのオルタナティブ）が最多票を得た<sup>3)</sup>。欧州議会選挙での緑の党の躍進についてツァイト紙は、高卒資格取得者（Abiturienten）からの同党の得票が基幹学校（Hauptschule: 前期中等教育）のみの修了者の票の3倍近くに及んだことを指摘して、「緑」の政策は特権者のためのプロジェクトになっていはいはしまいか、と警告を発している<sup>4)</sup>。なお解消されない東西の格差を含め、ドイツ社会の分断がふたたび問題として浮上している<sup>5)</sup>。

ドイツに限らず、「民主制の危機」が世界の各所で叫ばれ論じられている。しかし、先のリュブケ暗殺に関わって、ヴァイマル共和国下における政治家の暗殺——マティアス・エルツベルガー（元財務相）、ヴァルター・ラテナウ（外相）——にふれながら、シュピーゲル誌は次のように記している。ヴァイマルと現在との比較には限界がある。ヴァイマルの民主制は脆いものでしかなく、民主制の敵が攻撃をしかけたのは弱い国家だった。一方、今日の連邦共和国は「成熟し防

\*本稿はJSPS科研費（課題番号：19K01799）の助成を得た研究成果の一部である。

備を固めた民主制」を備えている、と。<sup>6)</sup>

「防備を固めた民主制 (wehrhafte Demokratie)」とはいかなるものか。<sup>7)</sup> 右翼ポピュリズムの台頭のなかで、その「防備」はなお揺らがずにいられるのだろうか。本稿ではこの問題を、2014年に亡くなったマリオ・ライナー・レプジウスによる第二次大戦後のドイツ社会に関する考察を手がかりにして考えてみたい。

レプジウスは1928年生まれのドイツの社会学者で、その翌年生まれのハバマスやラルフ・ダーレンドルフと同じ世代に属する。メディアへの露出度がこの二人と比べればはるかに低かったこともあり、日本では、関連する分野の研究者以外での知名度はさほど高くないが、フランクフルター・アルゲマイネ紙に掲載された訃報の言葉を借りれば、「過去50年のドイツの知的光景のなかで、思考の豊かさにおいて彼を超える学者はほとんどいなかった」。<sup>8)</sup>

2008年に刊行されたレプジウスの80歳を記念する論集で、歴史家パウル・ノルテは、戦後西ドイツの社会学、ひいては社会科学全般を率いたレプジウスら「1945年世代」について、彼らは、その基本的な懐疑的・批判的な知的姿勢にもかかわらず、連邦共和国がたどった戦後の道筋に対して「楽観的」だった、と述べている。彼らが描いたのは西ドイツの戦後史を民主主義の確立に向かう道と見る「大きな物語 (master narrative)」であり、<sup>9)</sup> 西ドイツの成功モデルを危機に導いた1970年代の転換を予見することができなかった、と。<sup>10)</sup> 実際、後に見るようにレプジウスは、第二次大戦後に築かれた民主制を支える諸制度が、1960年代末の社会運動の波、そして東西両ドイツの統一というドイツ社会の激動にあっても基本的に揺らぐことはなかった、と論じている。今日の地点から戦後史をどう捉えるか。ノルテの批判は、この問題をあらためてわれわれに突きつけている。レプジウスの戦後ドイツ社会論の検討を通じて、それに答える糸口をつかんでみたい。

われわれの興味はしかし、現今の情勢が促すこうした問題に限らず、レプジウスという稀有の知性の思考それ自体を知ることにも向けられる。ドイツを代表する歴史家の一人、ディーター・ランゲヴィーシェはレプジウスを、西ドイツの歴史学にとって最も影響力のある社会学者の一人だった、と評している。<sup>11)</sup> 実際、たとえば1980年代に西ドイツの歴史学がとりくんだ市民層 (Bürgertum) 研究、とりわけ教養市民層研究において、レプジウスのコンセプトは決定的な役割を果たした。<sup>12)</sup> 本稿で論じる第二次大戦後の諸改革をめぐる彼の研究のうちにわれわれは、歴史家の目をもって現状を分析する一つの模範的事例を見いだすことができるだろう。レプジウスはまたドイツにおけるマックス・ヴェーバー研究の第一人者でもあり、<sup>13)</sup> 彼が長い年月をかけて練り上げていった「制度理論 (Institutionentheorie)」——それは、彼の戦後ドイツ社会論とも密接に関連している——はヴェーバーの「正当的秩序」論の独自の咀嚼の上に築かれている。「訓誥学」に陥ることなくヴェーバーをどのように継承し生かすことができるかの一つの優れた例を、レプジウスの「制度理論」は示している。<sup>14)</sup>

以下ではまず、戦後西ドイツの民主制の土台を築いた、とレプジウスが見る第二次大戦後の制度上の諸変革に関する彼の議論、そしてそれとの関わりで彼の「制度理論」の内容を概観する。そのうえでわれわれは、ノルテによる上の批判を意識しつつ、ドイツの民主制についてのレプジウスの議論がいま現在のわれわれにとっていかなる意味を持ちうるか、彼の議論の今日的妥当性(あるいは非妥当性)について考えてみたい。その際、「民主制の危機」の現状、そしてそれをめぐる議論の現段階を知るために、ドイツの政治学者ヴォルフガング・メルケルらによる共同研究の

成果を参照する。メルケルらの研究は、豊富な数値データの計量分析を柱とする世界各国の「危機」の実証分析であり、コリン・クラウチやヴォルフガング・シュトレークらの「危機」論に対する批判を含むものとして、それ自体興味深い。「民主制の危機」をめぐる近年の議論とレプジウスをいわば架橋することを通じて、「危機」の現状についてのわれわれ自身の目を研ぎすますこと、それが本稿の目的である。

## 1. 戦後西ドイツの制度変革と民主制

まず、第二次大戦後の制度上の諸変革に関するレプジウスの議論を見ておこう。1945年から十年弱の間に実現された以下四つの変革が西ドイツの民主制を支える堅固な土台を築いた、と彼は<sup>15)</sup>論じる。

### ① 安定的政党政治体制の成立

まず指摘されるのは、CDU/CSU (キリスト教社会同盟)、SPD (社会民主党)、そして両党の連立パートナーとしてのFDP (自由民主党) の3党による安定的政治体制の成立である。1983年に緑の党が議席を得るまで、連邦議会の議員はこの3党のみによって占められていた。とりわけレプジウスが重視するのはCDUの結党である。かつてのカトリック (中央党!)、プロテスタント保守派の諸政党、自由主義から右派にいたる地域諸政党がここに統合された。多様な利害を結びつけるために、CDUは中道指向の政策をとることになる。このような路線は、もう一つの主要政党であるSPDによっても——マルクス主義からの離脱をめぐる逡巡の後——とられることになった。

ヴァイマル期までのいわゆる「世界観政党 (Weltanschauungspartei)」から成る政党システムの下では——とレプジウスは言う——各政党がそれぞれの政治的世界観によって他党との区別を強調し、階級・階層・宗派間の緊張を高めがちであった。これに照応してヴァイマル期の政府は、個別の政治問題を解決するための党指導者間の短期的な合意のみに依拠し、このため政府の改造と議会の解散が頻繁に生じることになった。政党は統治の責任を引き受けようとせず、政府に対する単なる拒否権行使集団に墮した。一方、戦後の新たな政党システムは、社会的に異質な諸集団を統合し、価値観に関わる軋轢をプラグマティックに処理する傾向をもつ。議会制民主主義の正当性喪失、そしてナチスの政権獲得につながったヴァイマル期の事態を避けることに戦後西ドイツの政党システムは成功したのである (64-68)。

### ② 連邦制の確立

2点目は、連邦制 (Föderalismus) という国制である。レプジウスはつぎのように論じる。ドイツは歴史的に連邦制的構造を保ってきたが、19世紀後半の第二帝政成立以来、中央集権的国家思想が強まり、この二元性がライヒ (ドイツ帝国) の国制の未決の問題となり続けた。連邦制の勝利という形でこの問題に決着をつけたのが第二次大戦後の変革である。ドイツ帝国の事実上の支配国であったプロイセンは占領下で解体され、外交、軍事、関税などわずかの例外を除き、そ

れぞれが域内の国家機能を担う諸州が設立された。連邦制は政党や労組、諸種の利害団体、教会(プロテスタント)などにも貫かれ、西ドイツの制度秩序全般に浸透する組織原理となった。これによって利害代表および協働のための機関は多様化し、中央に対する周辺の従属は弱まった。労組の産別組織やそれに照応する雇用主団体などに見られるように、少数の全国的組織への利害代表の集中もドイツの政治・社会制度のもう一つの側面を成すが、いずれにせよ連邦制は政治システムの民主主義的正当性を高め、政治決定のプロセスに市民が関わる間口をより広いものにした。連邦制はそれ自体、「民主制の目標(Demokratieziel)」なのである(68-71)。

### ③ 労使関係の改革

次にあげられるのは、経営協議会(各事業所の従業員代表機関)、共同決定(取締役会・監査役会などへの労働者代表の参加)、労働協約(産業別の労働組合と使用者団体による労働条件の協議・決定)を柱とする労使関係調整の仕組みである。<sup>16)</sup> 労使紛争はこの3層の領域に分かれて処理され、紛争がイデオロギー的対立にまで先鋭化する危険性を弱めた。妥協と社会全体に対する説明責任を志向する政治文化が、労使関係内部に醸成された。労働者を動員するために労組は「階級闘争的」な言辞を弄することが多いが、ただし実際には、その行動は経済全体の目標設定の枠内でなされた。利潤は投資の、賃金は大衆の購買力の基礎として正当化され、両者はゼロサム・ゲームではなく機能的相互依存関係にあるものと考えられるようになった。ナチ政権下で見られたような「経営共同体(Betriebsgemeinschaft)」という調和志向のイデオロギーでなく、国家による社会秩序の管理でもなく、社会的市場経済・社会国家・社会的パートナーシップという秩序理念が人々の行動の指針となったのである(71-77)。

### ④ 憲法裁判所の設置

ナチの恣意的支配の後に法治国家を築く上でとりわけ重要だったのは、基本法(憲法)による国民の基本的諸権利の定めと憲法裁判所の設置である。議会の立法は——とレプジウスは言う——この基本的諸権利の定めにと束縛され、基本法に齟齬すると判断される法律は連邦憲法裁判所(Bundesverfassungsgericht)が破棄しうる。この結果、議会による立法はあらかじめ裁判所の判決を予期しながらなされるようになった。また、憲法裁判所の判決がいわば最後の言葉となったため、政党間の争いは法規範との合致を志向し、イデオロギー的色彩を弱めた。

このような変化をレプジウスは、新たな政治文化(politische Kultur)の形成という文脈で捉えている。すなわち、政治的統合はネーションや階級、民族集団のような集合体の価値・利害を通じてではなく、特定可能な個人の基本権を基礎とすることになった。政治文化は個人化し、脱集団化した。基本権の侵害を理由とする違憲訴願(Verfassungsbeschwerde)を通じて、国の行政行為に対して個々の市民が異議申し立てをする道が開かれた。官憲国家への従順という政治文化の伝統を長く引きずってきただけに、ドイツにとってこのような変化はとりわけ重要な意味をもつ(77-81)。

1945年から1953年の間に実現された以上の諸変革が、すべての政治エリート層を複雑な利害調整のプロセスに組み入れ、また、憲法によって法的に認可された諸価値との結びつきを国民全体



が志向する決定的な要因となった。上にもふれたようにレプジウスは、こうしたことがドイツの政治文化の変容をもたらした、と考える。ただし彼は、新たな政治文化の形成は、制度的枠組みの形成よりはるかに長い時間を要する、とも言う。実際、西ドイツ社会への民主制の定着は長く疑問とされ、経済発展と生活水準の向上なしでは覚束ない「お天気頼みの民主制 (Schönwetterdemokratie)」と揶揄される状況が、1960年代にいたるまで続いていた<sup>17)</sup>。

戦後西ドイツはむしろ、既成の秩序に対するラディカルな批判、対立する価値観の激しい衝突をいくつも経験してきた。ナチ政権成立の責任をめぐる論争、「奇跡の経済復興 (Wirtschaftswunder)」の実利志向に対する批判、1950年代初めの再軍備反対闘争、核兵器廃絶を求める1960年代初め以降のイースター行進。1960年代末には緊急事態法反対運動と学生運動があり、その後は1980年の「緑の党」結成につながる環境保護・平和・女性解放運動が盛んになる。「右」の側からも、ナシヨナリストの運動や生活モラルの崩壊に対する批判・攻撃がくりかえし現れてきた。レプジウスはこうした対立・抗争の歴史に言及した上で、ただし、先に見た制度的枠組みが対立の先鋭化を阻止し、異なる価値観のあいだの妥協を正当なものとした、と論じている。戦後の制度形成はドイツの政治文化の変化を促し、「連邦共和国は、民主主義的文化の基本的諸要素を、独自の特徴を加えつつ自身のものとした国となった」のである<sup>18)</sup>。

戦後ドイツの歩みを民主主義の確立に向かう道として正当化する「大きな物語」だとしてノルテが批判したのは、まさにこのような認識である。極右の動きがドイツを揺さぶっている現在、このような「物語」はすでに過去のものとなっているのだろうか。

この点について考える前に、レプジウスの「制度理論」の内容を見ておきたい。戦後の制度変革に関する彼の上の考察に見られる制度、価値観、政治文化などの問題はこの「制度理論」と密接に関連しており、あるいはむしろ、こうした考察を重ねるなかで、レプジウスはやがて「制度理論」として整備される理論的認識モデルを練り上げていったのである。

## 2. 「制度理論」と「憲法パトリオティズム」

まず、レプジウスの言う「制度 (Institutionen)」が、法規範や組織機構のようないわばハードな制度に限らないものであることを確認しておくことが必要である。彼自身の規定によれば、制度とは、ある価値観とのつながり (Wertbezug) を人々の行為にとって意味あるもの (handlungsrelevant) となす社会的構造化 (soziale Strukturierung) である。社会化 (Sozialisierung) が社会と人との媒介であるように、制度化 (Institutionalisierung) は文化と社会を媒介するプロセスである、ともレプジウスは言っており、「制度化」という言葉の方が、制度を動的なものにとらえる彼の考えを表すにはよりの確かもしれない<sup>19)</sup>。

このような「制度 (化)」の概念は、晩年の『経済と社会』でマックス・ヴェーバーが展開した「正当的秩序 (legitime Ordnung)」に関するつぎのような議論を土台にしている。ヴェーバーは、社会的行為に規則性が生じるのは、そうした行為が「習慣 (Brauch)」となっているか、あるいはその習慣が長期におよぶことにより「慣習 (Sitte)」となっているか、さもなければ利害によって規定されたものであるかによる、とした上で、さらに加えて、「正当的秩序」という概念

を志向することによって規則性を得る社会的行為がある、と言う。「正当的秩序」とは、特定可能な諸格率 (Maximen) ——カントの概念！——が義務として、あるいは規範として受け入れられ効力 (Geltung) をもつところに成立する秩序である。その格率に背くことは、たんに不利益をもたらすからというだけでなく、義務感に反するという理由で忌避される。利害という目的合理的な動機にのみ支えられた秩序は慣習に支えられたそれに比べてはるかに不安定だが、それとでも、「正当性」という権威を伴って現れる秩序に比べればはるかに不安定である。<sup>20)</sup>

レプジウスは、このようなヴェーバーの議論をいわば拡大的にパラフレーズして自身の「制度理論」を構築する。彼によれば制度分析の課題は、「意味とのつながり (Sinnbezüge)」を志向する正当的秩序が効力をもつための諸前提の究明、別言すれば、いかなる主導理念 (Leitideen) が行動のいかなるコンテクストにおいて、いったいどの程度まで行動を構造化する (verhaltensstrukturierend) ように働くのか、というメカニズムの究明にある。<sup>21)</sup>

まず主導理念——レプジウスはたんに「理念 (Ideen)」とも言い、「価値観 (Wertvorstellung)」というヴェーバーにより近い言葉でもこれを表現している——の特定が必要である。ただし、主導理念はそのままでは直接の行動の指針にはなりえない。それが「制度化」するためには理念が「行動の格率 (Handlungsmaximen)」として具体化することが必要だ、と彼は言い、この格率を「合理性の諸規準 (Rationalitätskriterien)」と呼ぶ。特定の規準が人々の行動を規定する場 (Geltungskontext) において、この規準にしたがう行為は「合理的」、そうでないものは「非合理的」と見なされる。<sup>22)</sup>

たとえば資本主義経済においては「経済性 (Wirtschaftlichkeit)」が主導理念を成し、この主導理念は「収益性 (Rentabilität)」という合理性規準に具体化される。収益性原理の貫徹は、たとえば破産という制裁手段 (Sanktionsmittel) によって担保される。あるいは、収益性規準からして必要であれば、解雇は、たとえ解雇される当人を窮状に陥れる結果になるとしても正当と認められねばならない。ただし、ここで別の主導理念にもとづく別の制度化の可能性が現れる。すなわち、失業という形で表れる収益性原理の貫徹の結果に対し、連帯や公正といった主導理念の下で、救済制度や失業保険等による対処が図られるのである。収益性という支配的な合理性規準では軽視され、あるいは支配的合理性規準が貫かれるが故に生じた意図せざる諸帰結が、別の主導理念の下にある行為の場に「外部化」(「不測の事態の外部化 (Externalisierung der Kontingenzen)」とレプジウスは言う) されるのである。ある制度の確立・安定は、支配的な合理性諸規準の効力を担保する制裁手段の有効性ととともに、このような外部化がどれほどうまく行き、制度内の対立がどれほどうまく処理されるかに依存する。<sup>23)</sup>

「別の主導理念の下にある行為の場」という言葉が示すように、レプジウスは社会を複数の諸制度の複合体と捉えている。異なる、ときに矛盾する主導理念を根底に持つ諸制度が、大きさの異なる作用範囲をもちつつ併存する。諸制度の作用範囲は重なり合うこともあり、そこから制度間の対立が生じる。諸制度のあるものは死滅し、新たに別の制度が生まれる。このような制度間の闘争と新たな制度の生成が社会発展のダイナミクスを形成する。<sup>24)</sup>

以上がレプジウスの制度理論の骨子である。合理性の諸基準、不測の事態の外部化などの概念は用いられていないものの、価値観や政治システムの正当性、政治文化への注目など、戦後ドイ

ツの制度変革についての先述のレプジウスの考察に、後に制度理論としてまとめられていく発想がすでに見られることは明らかだろう。レプジウスの制度理論の理論上の特質については、本稿のすべての考察の後で最後に論じることにして、ここでは、上の制度理論を参照枠としてなされた現状分析の一例として、ドイツにおける「憲法パトリオティズム (Verfassungspatriotismus)」とナショナリズムに関する彼の考察を見ておこう。

憲法パトリオティズムとは、基本法 (憲法) の根幹を成す民主主義・法治国家・社会国家という三つの原理、あるいはそれらの原理を体現する基本法それ自体を国民のアイデンティティの基礎と見る考え方である。<sup>25)</sup>レプジウスによれば、憲法パトリオティズムにはナショナリズムとの対比でつぎのような特色がある。すなわち憲法には、国民の基本的諸権利や国家が追求する諸目的だけでなく、それらを防護し実現するための組織構造や手続きも定められているが、これに対してナショナルな感情は、それが志向する諸価値を実現するための固有の制度をもたない。言いかえれば、ナショナリズムはきわめて多様な政治秩序と結びつきうる。そして、政治秩序を構成する諸制度への信頼が失われ、指導者の個人的資質に信頼の対象が移ったとき (カリスマ的支配)、指導者の恣意を抑える可能性は低くなる。<sup>26)</sup>

第二次大戦後のドイツの場合——とレプジウスは続ける——東西2国への分割の結果、そしてまたナチ支配下におけるナショナリズムの猛威の後で、ネーションとしての一体性を国民のアイデンティティの基礎とすることは不可能だった。東ドイツの場合は、言うまでもなく社会主義という主導理念が国民統合の基礎を成したが、ただし現実には存在したのは社会主義統一党 (SED) の権力独占であり、党の権力維持という合理性規準の前に、他の合理性の諸規準、とりわけ合法性と収益性・経済効率という規準の制度化が低位にとどめられた。<sup>27)</sup>一方西ドイツでは、基本法がアイデンティティ形成の軸として重要な役割を果たした。基本法の定める制度秩序の諸規準への信頼が、国民統合の要となったのである。その際、とくに連邦憲法裁判所が果たした役割をレプジウスは重視する。憲法裁判所は主導理念をくりかえし解釈し、立法を絶えずチェックし、これによって、制度秩序に変更を加えつつ新たな問題状況、価値観の変化を憲法の枠組みのうちに組み入れる。<sup>28)</sup>

1995年の講演でレプジウスは、東西ドイツの統一から5年経った今、「注目すべき常態 (Normalität) が支配している」、と述べている。<sup>29)</sup>西ドイツではなるほど構造的な失業が存在し、政府の債務は増加し、福祉国家の改造が迫られている。投票率が低下し、右翼の動きも警戒を要するが、しかし彼の見るところ、議会制民主主義という政治システムからの離反の徴候はない。旧東ドイツ諸州の支援と改造のために巨額の資金が西から東に移転され、それは確かに重大な「配分問題 (Verteilungsprobleme)」となつてはいるが、「秩序問題 (Ordnungsproblem)」にまで発展してはいない。一方、旧東ドイツの状況はまったく異なる。ここでは、ほとんど全面的で突然の制度秩序の転換がなされた。出生数の半減、結婚と離婚の件数の急激な減少は人々の不安を如実に示しているが、しかし制度の移転に対する大規模な抵抗は一度として発生しなかった。統一はナショナルな熱狂なしに、かなりの程度「道具的 (instrumental)」になされた、とレプジウスは言う。対立する諸利害が制度システムのなかで調整されうる限り、ナショナルな価値への訴求は必要とされない。旧西ドイツの諸制度は、まさにそのような機能を果たしたのである。<sup>30)</sup>

同じ講演でレプジウスは、統一ドイツの将来について、東西を分かつ「頭の中の壁」はナショ

ナルなアイデンティティを高めることによって克服しえない、と述べている。そうしたことで、内容の定かでない価値の実現のために制度秩序を解体に導くというかつての経験をくり返すことになる。旧西ドイツにおける国民の統合は、基本法に示された諸価値・諸理念に基づく「公民社会 (Staatsbürgergesellschaft)」の形成としてなされた。統一ドイツにおける制度への信頼は、この価値の受容をも含む。制度移転による転換に、今後は制度への信頼による統合が続くことになるだろう。レプジウスは、こう述べて講演を締めくくった。<sup>31)</sup>

昨今のドイツの状況は、このようなレプジウスの期待を裏切っているかのように見える。彼の期待は「楽観的」に過ぎたのだろうか。そもそも彼の認識に誤りがあるのだろうか。「民主制の危機」をめぐるヴォルフガング・メルケルらの共同研究を素材にして、この問いへの答えを探ってみよう。

### 3. 民主制の危機? : ヴォルフガング・メルケルの「埋め込まれた民主制」論

2015年に刊行された論文集『民主制と危機 (Demokratie und Krise)』にその成果がとりまとめられたメルケルらの共同研究は、種々のデータベースを用いた計量分析を柱とする世界各国、とくにOECD加盟の民主制諸国(堅固な民主制を備えていると考えられる諸国)における「民主制の危機」の実証分析である。<sup>32)</sup>一例として、たとえばグローバル化が民主制に及ぼす影響を考察したりー・ハイネの論文は、Democracy BarometerとKOF Globalisation Indexという二つのデータベースを用いた計量分析を行っている。<sup>33)</sup>前者のデータベースは、自由(個人の自由、法の支配、公共圏)、コントロール(競争、相互制約、統治能力)、平等(透明性、参加、代表)という民主制の3基本要素に関わる105の指標にもとづいて、各国の「民主制の質」の高さを数値化して捉えようとするものである。後者は、グローバル化のレベルを測定する定評ある調査の一つであり、経済的、政治的、社会的という三つの次元における各国のグローバル化の進展度を23の指標を用いて測定している。

ハイネの研究では、欧米を中心とする30の民主制諸国(ドイツや日本を含む)の1990年から2010年までのデータが分析されている。Democracy Barometerのデータによれば、これらの諸国の民主制の質は、上の期間に全体としてわずかに改善している。とくにデンマークやスイスが高い質の民主制を維持しつづけ、また、ポーランドが明確な改善を示す一方、イタリアは一貫して後退傾向を示し、また米国は2000年頃から民主制の質を低下させている。<sup>35)</sup>さらにハイネは、二つのデータベースのデータの回帰分析によって、グローバル化の進展と民主制の質の変化との関係を探っている。結果はつぎのようなものである。すなわち、政治的グローバル化(超国家的・国際的諸組織への統合)と社会的グローバル化(情報の流通、文化の交流、移民)とが民主制の質の向上とポジティブな相関を示す一方、経済的グローバル化(一国の経済の開放と世界市場への統合)との相関はネガティブである。この結果をハイネはつぎのように解釈している。すなわち、グローバルな資本主義と一国の民主制の間には明らかな緊張関係があるが、その一方で、女性や同性愛者、人種的・宗教的少数派のような諸集団の権利はこの間改善しており、政治と社会の領域でのグローバル化がこのことに貢献しているように思われる、<sup>36)</sup>と。



計量分析という手法と並び、メルケルらの共同研究のもう一つの特徴は、「埋め込まれた民主制 (embedded democracy)」というメルケルのコンセプトが研究全体を貫く参照枠とされていることである。メルケルは、民主制 (法治国家的民主制) を五つの部分レジームに分けて捉えることを提唱する。<sup>37)</sup> すなわち、A. 民主的選挙 (普通選挙権, 自由で公正な選挙), B. 政治参加 (意見表明の自由, 団体形成・デモ・請願の権利の保障), C. 市民的自由権 (政府による不当な逮捕・拷問・監視, 私生活に対する不当な介入の排除), D. 諸権力のコントロール (司法・行政・立法の三権分立。とくに政府の支配行使に対する憲法・法による制約), E. 正当な統治権力 (自由な選挙を通じて直接に、あるいは議会や政府による法に従った任命を通じて間接的に正当性を得た人々・組織・制度のみが、社会全体に拘束力をもつ政治的決定を下しうる) の五つである。これらの部分レジームが相互に補完しあい制約しあう——それをメルケルは、カール・ポラニーの言葉を借りて「埋め込まれた」と呼ぶ——場合にのみ、それらは完全に展開して民主制を強固なものとする。民主制はさらに、それを取りまく環境 (社会・経済的コンテクスト) にも「埋め込まれ」ており、たとえば資本主義経済が社会の他の諸領域への埋め込みから解き放たれたとき、それは民主制を脅かす存在となりうる。<sup>38)</sup>

このようなコンセプトは、「民主制の危機」論に対する批判の意図を込めて設計されている。たとえばコリン・クラウチ——ポスト・デモクラシー論の主唱者——は、グローバル化、規制緩和、社会における集団的組織力の喪失により民主制は内側から空洞化した、と論じ、その際、とくに労働者の組織的対抗力 (労組や労働者政党) の衰弱に民主制の空洞化の決定的要因を見ている。この衰弱の事実それ自体はメルケルも否定してはいないが、しかしクラウチの論法を彼は、民主制の部分領域の変化から全体の「危機」を論じようとするもの、と批判している。メルケルの見るところ、クラウチをはじめ「民主制の危機」論者は、民主制の「黄金時代」 (多くの場合1950年代末から60年代初めにかけて) を想定した上でその後における民主制の空洞化を論じているが、たとえば女性、アフロ・アメリカン、民族的・性的少数者などにとってこの時期は「黄金時代」ではまったくなく、むしろ以後の時代に彼らの地位は改善された。<sup>39)</sup>

そもそも「民主制の危機」について論じるのであれば、まず「民主制」の概念を明確にしておかねばならない、とメルケルは言う。危機か否かの判断は、民主制をどのようなものと理解するかによって違ってくるからである。メルケルは、民主制の理解の仕方をミニマリストとマキシマリスト、そして両者の中間という三つのタイプに分けている。まずミニマリストは、自由で平等な選挙のみをもって民主制の要件とする。この立場に立てば、「危機」の診断は選挙が公正に実施されているかどうかのチェックに限られ、少なくとも現在民主制的と見なされる諸国が危機に陥る可能性はきわめて低くなる。一方、所得等の極端な不平等を避けることが政治的平等の保障に必要だとして、これを民主制の要件に含めるマキシマリストの立場をとれば、「危機」はほとんど日常的なものとなる。メルケルが選択するのは両者の中間であり、自由な選挙に加えて、法治国家の枠組みの下での行政・立法・司法の相互コントロールを民主制の中心的要素に数える。また、政治参加は選挙で票を投じることで終わるものではなく、住民投票や開かれた討論の場など、市民の政治参加の可能性の保障が重視される。<sup>40)</sup> このように理解された民主制の機能を実証的に検証するための枠組みが、先に見た五つの部分レジームである。

共同研究の分析結果を総括してメルケルは、五つのレジームすべてにおいて民主制の浸食 (Erosion) が進んでいる、と言う。形式上の諸権利・規範・手続きはおおむね損なわれてはいな

いものの、現実の参加と代表のチャンスは劣化した。とくにメルケルが問題と見るのは、ここ30年ほどの間に拡大した社会経済的不平等が政治的不平等につながっていることである。共同研究の主たる対象である OECD 加盟の民主制諸国では、この間国政選挙の投票率が低下しているが(西欧諸国では緩やかに、東欧諸国では劇的に)、投票所に足を運ばなかったのは、とりわけ所得ならびに教育レベルの両面で下位に属する階層である。この層は一般に諸政党の政策プログラムについての知識・関心に乏しく、また、そもそも各政党が示す経済政策・社会政策の相違の幅が縮小している。労働者の代表機関であるはずの労組は、影響力を減じただけでなく、専門労働者および(下位)中間層が中心となり、社会下層の利害代表機能を失っている。また、この間重要性を増した「新しい社会運動」は中間層を中心的な担い手とし、エコロジーや文化に関わる問題に比して社会経済的平等に寄せる関心は低い。<sup>41)</sup>

事態のこのような認識は、実はメルケルが批判の俎上にのぼせたポスト・デモクラシー論のそれと基本的に変わらない。たとえばメルケルは、1950年代から70年代までの「埋め込まれた資本主義」が、1980年代以降、グローバルでネオ・リベラルな「埋め込みを解かれた(disembedded)資本主義」に転化する、と論じているが<sup>42)</sup>。これなど、クラウチの議論とまったく同一線上にある。ただしその上でメルケルは、クラウチと異なり「危機」を語ることに慎重である。

「民主制の危機」を論じるのであれば、「民主制」についてと同様、「危機」についてもその概念を明確にしておかねばならない、とメルケルは言う。クラウス・オッフエの「危機」概念——危機とは「あるシステムの構造の存立を揺るがす諸過程」である——を援用し、また、「危機」と「挑戦(Herausforderungen)」とを区別して、メルケルは、民主制に対する挑戦は、それが既存のシステムの権力エリートたちに挑む資源と戦略能力をもつアクター(具体的には反体制政党、体制の転覆を企図する軍隊など)を生み出して初めてシステムを脅かす危機となる、と論じる。そして、彼の見るところ、そのようなアクターは OECD の民主制諸国ではほとんど姿を現していない。右翼ポピュリスト政党の台頭は確かに問題ではあるが、それらは民主制を破壊するだけの力も意志も持っていない。<sup>43)</sup>これがメルケルの診断である。

#### 4. 埋め込まれた民主制 vs. ポスト・デモクラシー

以上のようなメルケルの議論は、先に見たレプジウスのそれと同じ色調を備えている。いま一度確認すれば、レプジウスは、第二次大戦後西ドイツが経験したさまざま対立・抗争のただ中で、戦後築かれた民主制を支える制度的枠組みが対立の先鋭化を阻止し、また、東西ドイツの統一に際しても、西ドイツの議会制民主主義の諸制度が、対立する諸利害を調整する機能を果たした、と述べていた。メルケルもまた、彼の共同研究の分析のほとんどが、民主制の諸制度の機能不全はなお限られたものに留まっていることを示している、と言う。民主制に対する不満の声はさまざまに聞かれるが、それは民主制に初めからつきものである。むしろそうした不満から、民主制の内部での修正が生まれてくる。政党、議会、普通選挙に取って代わりうるものはどこにも見えていない。メルケルはこう主張する。<sup>44)</sup>

メルケルのこのような認識は——ノルテがレプジウスについて述べたところと同様——「楽観

的」に過ぎるだろうか。先に見たように、メルケルはポスト・デモクラシー論を批判の主要なターゲットとしながら自身の議論を展開しているが、このポスト・デモクラシー論の主唱者であるコリン・クラウチ、そしてヴォルフガング・シュトレークとメルケルとの間で議論が戦わされている。<sup>45)</sup>とくにシュトレークとの間で厳しいやりとりがなされており、われわれはそこから、上の問いに対する答えを探ることができる。

シュトレークは、2013年の著書“Gekaufte Zeit”（邦訳『時間かせぎの資本主義』）で、市場が民主主義の制約から解き放たれることにより、やがて「ハイエク的な市場の独裁」に至ることになる、との暗い見通しを立てている。この見解についてメルケルは、シュトレークの「黙示録的な見方 (apocalyptic perspective)」には同意できない、としつつも、議論の核心は「驚くほど正確だ」、と評している。このように事態の基本的認識を共有しつつ、ただしメルケルが、「民主制の最も明白な病理」である不平等に対処すべく、「埋め込みを解かれた資本主義」という現在の形を矯める民主的な経済改革が必要だ、と論じるのに対し、<sup>46)</sup>シュトレークは、そうした改革の可能性に対して否定的である。資本主義が民主制への埋め込みから抜け出し、金融化したネオ・リベラルなそれに変じている現状において、資本主義と民主制がもし両立しようとしても、それは「万里の長城」を間に置いてでしかありえない、と彼は言う。ポスト・デモクラシー下の政治エンターテインメント (politainment) に飼い慣らされ、もはや真剣に政治を考えることなくなった公衆から、はたして民主主義の再生が期待できるだろうか。シュトレークはこう疑問を呈す<sup>47)</sup>。<sup>48)</sup>

それではシュトレーク自身は、何をもって「ハイエク的な市場の独裁」への道を阻もうと言うのか。上の著書で彼は、「民主主義なき資本主義」という現状への対案として、「資本主義なき民主主義」、少なくとも現在のような姿の資本主義のない民主主義<sup>49)</sup>という未来像を掲げている。もっとも彼は、この目標は現時点では「徹頭徹尾、非現実的」に見える、と付言し、この目標が政治の課題として真剣に取り組まれるようになるまでには長期におよぶ政治的動員と持続的な抵抗が必要だ、と言い、さらに、もし建設的な対抗運動が不可能であるならば破壊的な対抗運動しかない、とさえ主張する。「非理性的なものが唯一理性的であるかもしれない」。このような一種アナキーな主張は、メルケルの共有しうるところではない。たとえば2011年のオキュパイ運動（「ウォール街を占拠せよ」）は、シュトレークにとっては対抗運動の「良き始まり」だったが、メルケルはこれを、<sup>50)</sup>現実性を欠く「見た目ばかりでヴァーチャル (ästhetisch-virtuell)」なものではない、と見る。<sup>51)</sup>

対抗戦略をめぐる両者のこのような相違は、とくに民主制の諸制度<sup>52)</sup>についての両者の異なる評価に照応している。シュトレークは、小選挙区制か比例代表制か、多極共存型 (consociational) 民主制か多数派支配型 (majoritarian) 民主制か、議院内閣制か大統領制か、といった従来の議論は、民主制の危機の現実の前に意味を失った、<sup>53)</sup>と言う。これに対してメルケルは、不平等と市場の規制のレベルにとって「制度は明らかに重要な意味をもつ (institutions obviously matter)」、とシュトレークを批判する<sup>53)</sup>。民主制諸国における政治行為は「制度を失った (deinstitutionalisiert)」空間でなされるわけではない。諸制度は、政治の諸アクターの行為を制約するとともに可能にもする機会構造 (Opportunitätsstrukturen) として働く、と。とくに代議制民主主義の中核的諸制度の改革に対しては、制度の規定する手続きの制約がきつくかけられており、このため、新たな制

度のグラント・デザインより、ひとつひとつの問題解決 (piecemeal engineering) が優先されることになる<sup>54)</sup>。メルケルはこう論じる。

メルケルのこのような議論は、シュトレークからすれば、事態の深刻さを見誤った「楽観的」にすぎるもの、ということになるだろう。もっとも、「危機」の実証的検証という点で、メルケルらの共同研究がシュトレークに比してはるかに緻密であることは疑いえない。また、論争のもう一人の参加者であるクラウチは、メルケルによる彼のポスト・デモクラシー論批判にもかかわらず、その著書のなかでむしろメルケルに近い現状ならびに対抗策の認識を示している。すなわち、政党は今日なおポスト・デモクラシーの反平等主義的傾向を回避する基盤になりうる、と。ただし、政党に外側から圧力をかけ続ける運動を強化し、政党を企業のロビー活動の世界から引き出さないといけない。また、メルケルが否定的に見る反グローバリゼーション運動についてクラウチは、そこにつきまとう破壊的で否定的というイメージの裏に多くの建設的で革新的な理念やグループがある、と述べて、それらが持つ可能性を積極的に評価している<sup>55)</sup>。

以上、「民主制の危機」をめぐる議論の現段階を確認した上で、われわれはようやく本稿の本来の対象、ドイツの民主制に関するレプジウスの認識に立ち返ることができる。戦後西ドイツの民主制を支えた諸制度についてのレプジウスの議論は、今の時点でなお有効と言えるだろうか。政党政治体制、連邦制、労使関係、憲法裁判所という彼の指摘する民主制の四つの柱のそれぞれについて、「民主制の危機」をめぐるここまでの考察とつきあわせながら考えてみよう。

## 5. ドイツにおける民主制の現在

四つの柱のうち最も堅固と考えられるのは憲法裁判所である。憲法裁判所には、違憲・合憲の審査に特化したヨーロッパ型のそれと、日本やアメリカの最高裁のように上訴の最終段階としての機能を併せ持つものがあるが、今日の世界の民主制諸国はほとんどすべて、いずれかの形の憲法裁判所を有している (1920年の時点では、わずかな諸国にしか憲法裁判所は存在しなかった)<sup>56)</sup>。メルケルの「埋め込まれた民主制」のコンセプトに従えば、市民の自由・諸権利の保障や、権力間の抑制と均衡 (checks and balances)、法治国家原理の遵守が民主制の重要な課題となり、憲法裁判所がはたしてこのような民主制の質と機能の確保に資するものとなっているかどうか問題になる<sup>57)</sup>。

メルケルらの共同研究参加者の一人、サシャ・クナイプは、アメリカ、カナダ、オーストリア、そしてドイツの憲法裁判所 (これらは一般に、最も活動が活発で独立性の高い憲法裁判所と見られてい<sup>58)</sup>) の活動を検証した上で、この問いに肯定的な答えを与えている。もし憲法裁判所が——と彼女は言う——「法律の専門家支配 (juristische Expertokratie)」に陥り、市民・議会・行政府の行為・決定に対する「拒否権 (Veto)」行使機関と化していれば、それは民主制を阻害する要因ともなりうるが、上の4ヶ国にそうした事態は認められない<sup>59)</sup>。とくにドイツの連邦憲法裁判所についてクナイプは、1990年から20年あまりの期間に下された市民の自由・基本的諸権利の保障に関連する判決 (108件) を検討し、約77%が自由主義的、つまり自由を制約する規範・判断・行為を退けて自由を拡大する方向のものであった、と評価している。憲法裁判所は、「民主制にとって意



味ある統治の最も重要な同盟者である」<sup>60)</sup>と彼女は言う。憲法裁判所をドイツの民主制の重要な柱と見るレプジウスの認識は、今日でもなお妥当性を失っていない。

憲法裁判所と並んで堅固に維持されていると考えられるのは連邦制という国家形態である。メルケルらの共同研究には連邦制を独立のテーマとして扱ったものはないので、ここでは、2006年以降三次にわたって実施された連邦制改革（第二次は2009年、第三次は2014年以降）<sup>61)</sup>について論じた別の論文集から、連邦制と民主制の関連に関わる考察を見ておこう。<sup>62)</sup>

ドイツの連邦制改革（Föderalismusreform）は、1949年の基本法制定以来、最も包括的な憲法改革であったと言われる。とくに問題と見られていたのは、連邦議会が可決した法案の成立に連邦参議院（Bundesrat）の同意が必要とされる法案、言い換えれば連邦参議院が拒否権を行使しうる法案（「合意法律」）が全法律中の高い比率を占める、という事態であった。連邦参議院は連邦を構成する各州の代表から構成されており、このため、連邦議会では野党であり、あるいはまったく議席をもたない政党でも、連邦参議院を通じて連邦の政治に影響を与えることができる。実際、1960年代末から1980年代初めにかけてSPDがFDPと連立して政権を握ったとき、野に下ったCDUは連邦参議院での多数を利用して政府に圧力をかけた。以後、連邦参議院に政党間の争いのロジックが入り込むようになる。こうした状況を背景として、連邦参議院の拒否権は議会制民主主義の原理に背馳し、政策決定の透明性を損ない、政治責任の不明確化につながる、との批判がなされていた。<sup>63)</sup>また、とくに1990年の統一後、いよいよ複雑さを増したドイツの政治状況の下で、連邦・諸州間の相互依存と共同決定を重視し、「協調的連邦制（cooperative federalism）」の模範とも評されるドイツの連邦制に対して、そのような仕組みが決定プロセスを長引かせ、効率的なガバナンスを妨げているとの声が強まっていた。そこで、諸州と連邦の権限の明確な分離、そして、上に見た連邦参議院の拒否権の縮減が改革の主要な目的となったのである。<sup>64)</sup>

2006年の第一次改革では、連邦参議院による拒否権行使が制限され、「合意法律」の比重は明確に低下したが、ただし、とくに重要な意味を持つ財政に関わる法案については、このような低下は実現されなかった。<sup>65)</sup>また、連邦と州の立法権限をより明確に切り分けるとともに、州が単独で立法を行いうる範囲が拡大されたが、ここでも財政調整（Finanzausgleich）、つまり連邦・諸州間の財政資源の配分の変更は、当初から改革課題の外におかれていた。<sup>66)</sup>2009年の第二次改革は、まさにこの財政調整制度の改革を中心的課題としていたのであるが、諸州間の利害対立——南部の豊かな諸州が財政調整への資金供出の低減と、より高度な財政上の自律を求めたのに対し、より貧しい諸州は財政上の連帯の維持を求めた——のなかで、改革をめぐる議論は財政規律と起債制限の問題に急速に縮小されてしまった。財政調整の問題は、2014年以降における再度の改革論議にもちこされたが、ここでは、連邦の予算からより多くの財政支援を諸州が求め、連邦制改革が当初そこからの脱却をめざしたはずの連邦と諸州の相互依存がよみがえることになってしまった。<sup>67)</sup>

第一次改革の際、連邦議会・連邦参議院が合同で設置した委員会にアドバイザーとして参加した政治学者アルトゥール・ベンツは、先述の論文集に寄せた論攷で、三次にわたる改革全体をつぎのように総括している。すなわち、連邦制改革をめぐる議論は初めから、権限と資源の配分の変更につながるすべての論点を除外した。連邦ならびに諸州の政府は意図的に、改革プロジェクトを明確な方向性を欠いたゆるやかな変化に転換してしまっ  
<sup>68)</sup>と。

もっとも、改革にブレーキをかけた連邦制という構造については別の観点からの評価も可能である。ザビーネ・クロップ／ナタリー・バーンケの論文は、ドイツの協調的連邦制はアメリカのような2層型の連邦制に劣る「次善のオルタナティブ」というわけではなく、それ自体規範となりうる質を有している、<sup>69)</sup>と言う。共同決定が有権者に対する責任を曖昧にし、政治的解決策がしばしば最低限の合意レベルに留まってしまうことは確かであるが、しかし可能な限り多数のアクターを政治プロセスに引き入れ、これによって連邦制を構成する諸単位ならびに市民を上からの支配から守る、という共同決定のコンセプトは、民主制の諸理論が説くところと驚くほど合致している、と二人は言う。<sup>70)</sup>

先に見たようにレプジウスは、連邦制は政治システムの民主主義的正当性を高め、政治決定のプロセスに市民が関わる間口をより広いものにする、と論じていた。彼の見るところ、連邦制それ自体が「民主制の目標」なのである。連邦制改革の難航は、連邦制の民主主義的機能がドイツで根強く働き続けていることの証左とも理解することができる。

以上に見た憲法裁判所と連邦制に比して、レプジウスの四つの柱の残る二つ、政党政治体制と労使関係は、変化がはるかに著しい。まず後者の労使関係について。クラウチのポスト・デモクラシー論で、労働者の組織的対抗力(労組や労働者政党)の衰退が民主制空洞化の要因として強調されていること、そして、彼の議論をメルケルが、民主制の部分領域の変化から民主制全体の「危機」を論じる一面的論法として批判していることは先にふれた。もっとも、労働者の組織的抵抗力の弱화가顕著に進んでいること自体は、メルケルもまた否定しないまぎれもない事実である。

2009年の著書でシュトレークはこの問題を論じている。彼は、ドイツ(西ドイツ)における労働組合組織率の戦後ほぼ一貫した低下傾向(1950年の35.4%から2003年には19.7%へ)に加えて、労働協約の拘束力の低下に注意を促している。すなわち、産業別の労働協約に拘束される事業所の比率は1995年の53%から2006年の37%へ、そして、これらの事業所で働く被傭者の比率は72%から57%へと低下した(西ドイツの数値)。雇用主団体からの企業の脱退と新たな企業の非加入が、その主たる原因である。また、経営協議会をもつ事業所で働く被傭者の比率も、西ドイツでは1995年の50%から2005年には46%に、東ドイツでは41%から39%に低下している。<sup>71)</sup>経営協議会があっても労働協約の定める労働条件から乖離した賃金・労働時間を導入する企業が、1990年代半ば頃から急増した。労働協約で定められた(あるいは定められるのが慣例となっている)賃金その他の労働条件について経営協議会が使用者側と経営協定を結ぶことは本来許されていないが、あるサンプル調査(ドイツ全体が対象)によれば、経営協議会に労働条件の交渉権をゆだねる事業所の比率が、1999年の22%から2004年には75%へと急上昇している。こうした状況を一因として、それまで比較的平等傾向の強かったドイツの賃金格差が、1990年代初めないし中頃から拡大しはじめて<sup>72)</sup>いる。

経済的不平等が政治的不平等につながっている、というのは、メルケルがその共同研究から引き出した最も重要な結論の一つであった。政治的権利の平等が民主制の基本的前提であるとすれば、上のような事態は民主制を浸食する重大な懸念材料と言わねばならない。

最後に政党政治体制について。先に見たようにレプジウスは、CDU/CSU, SPD, および FDP の3党による安定的政党政治体制がドイツの民主制にとって持った意義を強調していた。実際、

連邦議会選挙におけるこれら3党の得票率の合計は、1949年の第1回選挙での72.1%から連続的に上昇して1960年代以降はつねに9割を超え、1972年と1976年の選挙では99%を上回った。ただし、それ以後はほぼ一貫して低落傾向を示し、直近の2017年の選挙では64.1%まで落ちている。<sup>73)</sup>

この2017年の選挙ではAfDが12.6%の票を得て連邦議会に初めて議席を得たが、そのAfDが2019年5月の欧州議会選挙で躍進を遂げたことは本稿の冒頭でふれた。さらに同年9月のザクセン州およびブランデンブルク州の州議会選挙でも同党は躍進し、第2党となった。CDUとSPDはそれぞれの州でかろうじて第1党の座を守ったものの、前回の選挙から得票率を大きく下げた。<sup>74)</sup>この州議会選挙直前のツァイト紙の論説は、この選挙の後に何かが本当に終わるとすれば、それは「ボン共和国」だ、と述べている。「ボン」が意味したのは——と論説は言う——国民政党政権が政権を維持し続けた戦後70年におよぶ安定であり、ボンがヴァイマルにならぬこと、つまり、諸政党の乱立する政治的不安定に陥らないことであった。しかし「こうした時代は最終的に過ぎ去った」。<sup>75)</sup>

もっとも、「ボンがヴァイマルになる」という危惧は、ナチの政権獲得につながったかつての事態の再来という意味であれば、少なくとも現時点ではなお過度に悲観的と言ってよいように思う。ドイツを含む西欧15ヶ国における政党の変貌を検討したメルケルらの共同研究中の1論文によれば、「国民政党政党」とも呼ばれる大規模政党政党の凋落が(連立)政権の不安定につながる、というしばしば聞かれる主張は実証的には裏づけられない。むしろ大規模政党政党の凋落という変化は、政党政党の品揃えを増すという意味で民主制にプラスの現象とも解釈できる。政党政党の没落が引き起こす民主制の危機というより、政党政党システムの変化という理解が妥当だ。論文はこう結論づけている。<sup>76)</sup>

上のツァイト紙の論説は、何かが終わるとすればそれは「ボン共和国」だ、と述べたそのすぐ前に、「開かれた社会、あるいは自由主義的民主制ではなく」と断りを入れている。ドイツの民主制は、たやすく「ヴァイマルの悲劇」をくり返さない強靱さをなお備えているように思う。

## おわりに

本稿の冒頭で見たように、パウル・ノルテは、レプジウスらの戦後ドイツ社会の認識について、彼らが描いたのは西ドイツの戦後史を民主主義の確立に向かう「成功」の歴史とみる「大きな物語」であり、1970年代以降の社会の変化をレプジウスらは予見することができなかった、と批判している。実際、クラウチが「空洞化」と言い、メルケルが「侵食」と呼ぶ民主制を脅かす事態についてレプジウスには立ち入った検討が見られず、その点でノルテの批判は的確である。ただし、ドイツの民主制が容易に「危機」に陥らない強靱さを備えていることを、われわれは本稿の考察で見た。また、レプジウスの社会認識の方法が1970年代以降の社会の変化の認識を阻む性質のものだったかと言えば、そうは言えないように思う。最後にレプジウスの制度理論に立ち返り、制度理論一般の中での彼の議論の特質を検討することを通じて、この点を考えてみたい。

アメリカの政治学者ロバート・リーバーマンは、種々の制度理論ないし制度論的アプローチに共通する問題点として、秩序(order)の過度の強調をあげている。たとえば合理的選択理論に立

脚する制度論では均衡が強調され、歴史的制度論では時代区分とレジームに焦点が当てられ、社会学的制度論では行為の底に潜む文化的意味やスクリプトの析出が図られる。いずれにおいても秩序と規則性 (regularity) が重視され、変化を引き起こす摩擦、不規則性、非連続性には十分な光が当てられない。重要な変化は外生的 (exogenous) なものとして捉えられ、起源の不明なショックにその原因が求められる。<sup>77)</sup>

これに対してリーバーマンは、同時に存在する諸秩序の複合体として社会を捉える「複合秩序アプローチ (multiple-orders approach)」を提唱する。イデオロギー的・制度的諸秩序 (イデオロギー的・制度的諸パターンとも、あるいはたんに諸理念・諸制度とも彼は言う) は相互にフィットして一種の「均衡 (equilibrium)」に至ることもあれば、衝突し摩擦を引き起こして、政治の諸アクター間の対立に明確な解決を与えない政治情勢を生み出すこともある。この後者の事態、異なる秩序間の分裂から、重要な政治的变化、政治的發展のプロセスが生まれてくる。<sup>78)</sup>

リーバーマンの議論の詳細にここで立ち入ることは控えておく。われわれにとって興味深く、かつ重要なのは、制度理論をいわば動態化しようとするリーバーマンとほとんど同じ発想を、レプジウスの制度理論が備えていることである。いま一度確認すれば、レプジウスの見る社会は、ときに矛盾・対立する主導理念を根底にもつ複数の諸制度が、それぞれに異なる作用範囲をもちつつ併存するそうした社会である。諸制度の作用範囲は重なり合うこともあり、そこから制度間の対立が生じる。社会発展のダイナミクスは、このような対立から生まれる新たな諸制度の形成として理解されるのである。

レプジウスの戦後ドイツ社会論が、戦後築かれた民主制を支える制度的枠組みの規定力を強調する方向に傾き、民主制の変貌の検証に薄いことは否定できないが、しかし、レプジウス自身の論理は、そのような検証に十分開かれている。またわれわれは、変化ばかりを強調し、「制度の重み」を軽視する逆の危険性にも注意せねばならない。先に見たようにメルケルは、民主制諸国における政治行為は制度を失った空間でなされるわけではない、と指摘して、シュトレークらによる民主制の空洞化論を性急と批判している。諸制度は、政治の諸アクターの行為を制約するとともに可能にもする機会構造として働く、と彼は言う。

第二次大戦後の西ドイツで築かれた諸制度が、レプジウスの言うように、その後のこの国の民主制に強靱さを与えたとすれば、それは、民主主義という主導理念を選び取り、その維持・構築に力を尽くした人々の営為を支えられていることでしかありえない。昨今の状況下で、もし泉下のレプジウスに声があるとすれば、それはわれわれに、いかなる主導理念を選び取り、どのような制度を支え構築しようとするのかと問いたただすのではあるまいか。

#### 注

- 1) Der Spiegel (2019b), 117; Süddeutsche Zeitung (2019b).
- 2) Süddeutsche Zeitung (2019a). ただし2015年10月に、ケルンの市長選挙の候補者ヘンリエッテ・レーカーが右翼急進主義者にナイフで刺されて重傷を負うという事件が起きている。リュプケもレーカーも難民の受け入れ問題を担当していた。Ibid.: Der Spiegel (2019c).
- 3) lpb (選挙結果). 経済危機に陥ったギリシャに対するEUの金融支援に反発して2013年に結成されたAfDは、このところ急速に右傾化を強めつつある。2019年9月のシュピーゲル誌の論説は、ネオナチとつながる過去を持つ一派がAfD内部ですでに主導権を握っており、これに対する党内の支持



層が東だけでなく西側でも大きく広がりつつある、と述べている。このまま行けば、反EUを旗印にしたかつての「教授党 (Professorenpartei)」は民族主義的な反体制政党 (völkische Antisystempartei) になるだろう、と。Der Spiegel (2019d), esp. 26, 29.

- 4) Die Zeit (2019a).
- 5) 6月17日に実施されたザクセン州ゲルリッツ市の市長選挙では、当初AfDの優勢が伝えられていたが、CDUの候補がAfDの候補に僅差 (それぞれの得票率は55.2%, 44.8%) で勝利して、AfDによるドイツで初めての市長職の獲得は実現しなかった。同市におけるAfDの躍進について、フランクフルター・アルゲマイネ紙は次のように記している。「ゲルリッツはなるほど都市建築の真珠として、映画のロケ地に好んで選ばれる場所としてよみがえった。しかしまさにこの地で、東西ドイツの統一後、ドイツ東部の多くの場所で積み積もってきたすべての問題が頂点にまで達している。地域のほとんど全体におよぶ工業の衰退、住民の3分の1——大半が若い世代——の流出、住民の平均年齢の急速な上昇と失業、街の中心部でも目立つ空き家と空き店舗、そして、2004年のEUの東方拡大後、明確に増加した犯罪」。FAZ (2019).
- 6) Der Spiegel (2019a), 6.
- 7) ドイツ基本法18条には、「自由で民主的な基本秩序に敵対すべく [意見表明の自由、集会・結社の自由などを] 濫用する者は、これらの基本権を喪失する」とあり、これが“wehrhafte Demokratie”あるいは“streitbare Demokratie (戦う力を持つ民主制)”の内容を表現する規定と考えられている。Süddeutsche Zeitung (2019c)。ただし本稿ではより広く、ドイツの民主制を支える諸制度およびその背後にある精神と捉えておく。
- 8) FAZ (2014)。わが国でレプジウスについて最もよく知られているのは、おそらく彼の社会モラル的ミリュー (soziomoralisches Milieu) 論であろう。詳しい紹介を含むものとして、木谷 (1991)、とくに121以下。さらに、批判を含むすぐれた紹介として、Frie (2004), 94-108, 135-138.
- 9) “master narrative”ないし“grand narrative”について、リオタール (1989) を参照。
- 10) Nolte (2008), 34-36. 1970年代を現代史の転換点と見るノルテの議論について、山井 (2017), 2 f.
- 11) Langewiesche (2016), 195. ユルゲン・コッカはレプジウスの仕事を、「歴史的社会科学 (historische Sozialwissenschaft)」として最良のもの、と評している。Kocka (2015), 590.
- 12) Langewiesche (2016), 204; Kocka (2015), 588。「市民層」についてのレプジウスの主要な諸論文が、Lepsius (1993) のIVに収録されている。
- 13) レプジウスは、1984年に刊行が始まったマックス・ヴェーバー全集の編集を率いた中心的人物の一人であり、とくに、2004年に不慮の事故死をとげたヴォルフガング・モムゼンとともに、3,500通近くにおよぶヴェーバーの書簡の収集と編集にあたった。Rossi, (2015), 30 f.
- 14) 晩年のある対談でレプジウスは、インドや中国などに関するヴェーバーの研究についてつぎのように語っている。「事実についての言明はほとんどすべて誤りだ」。ただし、「事実として誤りであることには何の意味もない。ヴェーバーが今も生きているのは事実に関する言明に拠ってではなく、問題設定の独自性を通じてなんですよ」。Müller/Sigmund (2015), 562.
- 15) 以下、四つの変革についての記述は、別に指示のない限り Lepsius (1982) に拠り、参照箇所は本文中にページ数のみを記す。これらの変革についてさらに、平島 (1994), 第1章を参照。四つの変革の一つであるドイツの連邦制のヴァイマル期にまで遡る検討として、権左 (2015) 所収の諸論文、また、ドイツの政治動向全般について、西田・近藤 (2014) を参照。
- 16) これらの制度についての簡便な説明として、労働政策研究・研修機構 (2004), 21-52を参照。
- 17) Lepsius (1982), 81; Lepsius (1995c), 175.
- 18) Lepsius (1982), 81-84. 引用は84.
- 19) Lepsius (1995b), 14.
- 20) Weber (1980), 15 f.
- 21) Lepsius (1995b), 15.

- 22) Lepsius (1997b), 26 f., 31.
- 23) Lepsius (1995b), 18; Lepsius (1997b), 29-31, 33 f.
- 24) Lepsius (2013), 7; Lepsius (1997b), 34.
- 25) Lepsius (1997b), 30. 憲法パトリオティズムについて, ミュラー (2017) を参照。
- 26) Lepsius (1997a), 59-61.
- 27) Lepsius (1997a), 58; Lepsius (1994), 68, 71; Lepsius (1995a), 99; Lepsius (2000), 106-108.
- 28) Lepsius (1997a), 60.
- 29) Lepsius (1996), 160.
- 30) Lepsius (1996), 160-166.
- 31) Lepsius (1996), 166 f.
- 32) Merkel (2015a). 同書の英訳版が2018年に刊行されている。Merkel/Kneip (2018). 同様に計量分析 (Merkelらの研究とは別のデータベースによる) の手法を用いたわが国の研究として, 田辺 (2014).
- 33) Democracy Barometer.
- 34) KOF Swiss Economic Institute.
- 35) Heyne (2015), 289-291.
- 36) Heyne (2015), 293, 297, 301.
- 37) レジーム (regime) について, Krasner (1983), esp.2 (概念規定).
- 38) Merkel (2015b), 15-21.
- 39) Merkel (2015b), 8, 26; Merkel (2015c), 473, 484. クラウチ (2007) を参照。
- 40) Merkel (2015b), 9-13.
- 41) Merkel (2015c), 475-477, 490.
- 42) Merkel (2015c), 485 f.
- 43) Merkel (2015c), 491 f. さらに, Merkel (2015b), 21, 25 f.
- 44) Merkel (2015c), 493.
- 45) *Zeitschrift für vergleichende Politikwissenschaft* に掲載された3人の応酬は, Merkel (2014); Streeck (2015); Crouch (2015); Merkel (2016).
- 46) Merkel (2014), 122.
- 47) Merkel (2014), 126.
- 48) Streeck (2015), 51 f., 55. 民主主義再生の担い手としての公衆についてのシュトレークのこのようなネガティブな評価は, つぎに見る対抗運動についての彼の期待にもそのまま跳ね返ってこざるをえないのではあるまいか。
- 49) 「現在のような姿の」(シュトレークの表現では「われわれの知っている」と限定を加えるのであれば, シュトレークのめざす目標は, 「埋め込みから解放された資本主義」を民主制の下に「埋め込む」, というメルケルの目指すところと同じことになるだろう。実際シュトレークは, 「市場をもう一度社会的監督下におくことのできる制度を確立すること」, と彼の目標を言いかえている。シュトレーク (2016), 253 f.
- 50) シュトレーク (2016), 222, 253 f.
- 51) シュトレーク (2016), 227; Merkel (2015c), 492.
- 52) Streeck (2015), 49.
- 53) Merkel (2016), 62.
- 54) Merkel (2015c), 492 f.
- 55) クラウチ (2007), 168,177. 3人の論争のなかで, シュトレークがEUを「戦後資本主義のネオリベラルな転換」の「先駆者」と見て, 各国レベルでの資本主義の規制に立ち戻れ, と主張するのに対し, クラウチは, それでは排外主義的な右翼を強めるだけであり, また, 各国の政府にグローバルな

資本主義に対抗する力はない、として、たとえ民主主義という点で問題があるにせよ EU を選択するしかない、と論じている。Streeck (2015), 56, 60; Crouch (2015), 70 f. シュトレックによる EU 批判としてさらに、シュトレック (2016), 160-169, 191-194, 207-218, 255-273.

- 56) Kneip (2015), 407.
- 57) Kneip (2015), 410 f.
- 58) Kneip (2015), 419, 422. なお、前二者はアメリカ型、後二者はヨーロッパ型である。
- 59) Kneip (2015), 408 f., 427, 434.
- 60) Kneip (2015), 428, 431-434 (引用は434). 「連邦憲法裁判所が初めてドイツを真にリベラルな国にした」、と昨年6月のツァイト紙の論説は記している。Die Zeit (2019b).
- 61) ただし、安全保障上の理由から市民的自由(国家・社会に対する個人の権利の防御)が制約される可能性をテーマとしたアイコ・ヴァグナー／サシャ・クナイプの研究は、連邦制という国家形態が市民的自由権の制約に対して阻止的に働く、というしばしば聞かれる言説の妥当性を democracy database のデータにもとづいて検証している。彼らの分析によれば、OECD 加盟の22の民主制諸国の多くで、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ以後、市民的自由権の縮減が確認される。その際、政権与党が自由主義的であるか、メディアの自由が保障されているか、強力な憲法裁判所が存在するか、そして(単一国家でなく)連邦制という国家形態をとっているか、という四つの要因は、縮減の有無および程度の差にとって大きな意味をもたない。のみならず、強力な憲法裁判所と連邦制については、通念に反して、それを備えた国(ドイツを含む)の方が縮減の程度が大きいという結果さえ得られた。ただし彼らは、このような(ネガの)相関を因果関係と捉えることには慎重であり、むしろこれらの諸国(とくにアメリカとスペイン)がとりわけ重大なテロの襲撃を経験したという、いわば偶発的要因が作用したのではないかと推測している。Wagner/Kneip (2015), 343, 354, 360-363.
- 62) Behnke/Kropp (2018b).
- 63) Behnke/Kropp (2018a), 13; Stecker (2018), 22-25.
- 64) Benz (2018), 142; Detterbeck (2018), 85; Kropp/Behnke (2018), 98 f.
- 65) 1978年から2016年までの4,450件の法律を対象とした分析によれば、合憲法律の比率は改革前の55%から39%ほどに低下したが、財政関連の法案に限ってみれば65%という水準に高止まりしたままだった。Stecker (2018), 28, 33.
- 66) Benz (2018), 148 f. さらに、服部 (2008), 111 f. を参照。
- 67) Detterbeck (2018), 89; Kropp/Behnke, (2018), 112. 第二次改革について、山口 (2010) ; 渡辺 (2010) を参照。
- 68) Benz (2018), 139; Stecker (2018), 27. さらに、Kropp/Behnke (2018), 99.
- 69) 連邦・諸州の権限がクリアに分離されないドイツ的な連邦制を二人は「マーブルケーキ型連邦制 (marble-cake federalism)」と呼び、アメリカ的な「レイヤーケーキ型連邦制 (layer-cake federalism)」と対置している。
- 70) Kropp/Behnke (2018), 100, 113.
- 71) 別の調査によれば、2016年の時点で労組の組織率は西ドイツが19.6%、東ドイツが13.4%で、それまでの20年間にいずれもほぼ3分の1低下した。Schneider (2018), 1 f. また、労働協約下におかれる事業所の比率は、西ドイツでは2018年には19%、そこで働く被雇者の比率は49%までさらに低下している。Ellguth/Kohaut (2019), 291, 293.
- 72) Streeck (2009), 39-41, 46 f. ドイツ統一後の労使関係の変化について、田中 (2019) を参照。ここでは、2008年の国際金融危機後、労働協約体制が強化されるという新たな動きが指摘されている。ただしそれはとくに西ドイツの製造業大企業においてであり、東の製造業、そして東西いずれをも含むサービス業では協約体制の機能不全が顕著である。同上, 148-154.
- 73) Deutscher Bundestag.
- 74) 翌月末のテューリンゲン州議会選挙でも AfD は第2党となった。CDU は第1党から第3党に陥落

- し、左翼党 (Die Linke) が第1党となった。
- 75) Die Zeit (2019c). 国民政党的危機について, 近藤 (2011), 64 ff.
- 76) Giebler/Lacewell/Regel/Werner (2015), 215.
- 77) Lieberman (2002), 698, 700 f.
- 78) Lieberman (2002), 702-704.
- 79) ノルテは、レブジウスらの世代の研究史上の位置づけに関わってつぎのように述べている。すなわち、ドイツの社会分析における社会学的解釈の優位——1950/60年代は社会学が主導的学問分野であり、1970年代は歴史学 (H.-U. ヴェーラーやJ. コッカらの西ドイツ社会構造史) がそれに代わった——は、遅くとも1980年代にはネーションの歴史的・文化的解釈に取って代わられた。アイデンティティ、記憶、伝統などに目を向けるこのような新しい解釈の潮流は1990年代に頂点を迎え、その後社会制度への問いがふたたび前面に現れた、と。Nolte (2008), 34-36. ノルテの言う「社会制度 (soziale Verfassung)」とレブジウスの「制度」がどの程度重なり合うかはなお検討が必要だが、いわゆる社会史の隆盛とともに関心の後景に退いてきたように見える「制度」の復権が、歴史学においても求められているように思う。

#### 参考文献・資料

\* ウェブサイトについてはすべて2019年12月最終閲覧。

#### 新聞・雑誌

- FAZ (Frankfurter Allgemeine Zeitung) (2014): 3.10.2014: „Der denkende Bürger“: [<https://www.faz.net/aktuell/feuilleton/zum-tod-von-m-rainer-lepsius-der-denkende-buerger-13187886.html>]
- (2019): Nr. 139/18.6.2019: „Kein Grund zum Aufatmen“, 2.
- Der Spiegel (2019a): Nr. 26/22.6.2019: „Befremdliche Nachsicht“, 6.
- (2019b): Nr. 26/22.6.2019: „Feueralarm“, 116 f.
- (2019c): Nr. 26/22.6.2019: „Die Hinrichtung“, 14-23.
- (2019d): Nr. 37/7.9.2019: „Kampf um alles oder nix“, 20-29.
- Süddeutsche Zeitung (2019a): Nr. 139/18.6.2019: „Blutige Methode“, 2.
- (2019b): Nr. 141/ 21.6.2019: „Der Feueralarm kommt zwischen Hegel und Marx“, 9.
- (2019c): 30.6.2019: „Die Ultima Ratio der wehrhaften Demokratie“: [<https://www.sueddeutsche.de/politik/kolumne-heribert-prantl-grundgesetz-artikel-18-rechtsextremismus-1.4503782>]
- Die Zeit (2019a): Nr. 23/29.5.2019: „In voller Blüte“, 2 f.
- (2019b): Nr. 24/06.06.2019: „Freiheit auf Lunge“, 8.
- (2019c): Nr. 37/05.09.2019: „Wie weh darf es tun?“, 2.

#### 欧文文献

- Behnke, N./Kropp, S. (2018a): Arraying institutional layers in federalism reforms: lessons from the German case, in: Behnke/Kropp (2018b), 1-18.
- Behnke, N./Kropp, S., eds. (2018b): *Ten Years of Federalism Reform in Germany. Dynamics and Effects of Institutional Development*, London/New York: Routledge.
- Benz, A. (2018): Gradual constitutional change and federal dynamics — German federalism reform in historical perspective, in: Behnke/Kropp (2018b), 138-159.
- Crouch, C. (2015): Comment on Wolfgang Merkel, “Is capitalism compatible with democracy?”, in: *Zeitschrift für vergleichende Politikwissenschaft* 9: 61-71.
- Detterbeck, K. (2018), The role of party and coalition politics in federal reform, in: Behnke/Kropp (2018b), 76-97.



- Democracy Barometer: [[http://www.democracybarometer.org/dataset\\_en.html](http://www.democracybarometer.org/dataset_en.html)]
- Deutscher Bundestag. Bundestagswahlergebnisse seit 1949: [[https://www.bundestag.de/parlament/wahlen/ergebnisse\\_seit1949-244692](https://www.bundestag.de/parlament/wahlen/ergebnisse_seit1949-244692)]
- Ellguth, P./Kohaut, S. (2019): Tarifbindung und betriebliche Interessenvertretung: Ergebnisse aus dem IAB-Betriebspanel 2018, *WSI Mitteilungen*, Jg. 72/4, 290-297.
- Frie, E. (2004): *Das Deutsche Kaiserreich*, Darmstadt.
- Giebler, H./Lacewell, O. P./Regel, S./Werner, A. (2015): Niedergang oder Wandel? Parteytypen und die Krise der repräsentativen Demokratie, in: Merkel (2015a), 181-220.
- Heyne, L. (2015): Globalisierung und Demokratie. Führt Denationalisierung zu einem Verlust an Demokratiequalität?, in: Merkel (2015a), 277-306.
- Kneip, S. (2015): Verfassungsgerichte in der Demokratie. Zwischen Krisenerzeugung und Krisenmanagement, in: Merkel (2015a), 407-438.
- Kocka, J. (2015): Lepsius als Historiker, in: *Berliner Journal für Soziologie* 24, 587-591.
- KOF Swiss Economic Institute. KOF Globalisation Index: [<https://kof.ethz.ch/en/forecasts-and-indicators/indicators/kof-globalisation-index.html>]
- Krasner, S. (1983): Structural causes and regime consequences: regimes as intervening variables, in: S. Krasner, ed., *International Regimes*, Ithaca: Cornell University Press, 1-21.
- Kropp, S./Behnke, N. (2018): Marble cake dreaming of layer cake: the merits and pitfalls of disentanglement in German federalism reform, in: Behnke/Kropp (2018b), 98-117.
- Langewiesche, D. (2016): M. Rainer Lepsius und die Geschichtswissenschaft, in: *Geschichte und Gesellschaft* 42, 195-207.
- Lepsius, M. R. (1982): Die Prägung der politischen Kultur der Bundesrepublik durch institutionelle Ordnungen, in: Lepsius (1990), 63-84.
- (1990): *Interessen, Ideen und Institutionen*, Opladen.
- (1993): *Demokratie in Deutschland. Soziologisch-historische Konstellationsanalyse*, Göttingen.
- (1994): Die Institutionenordnung als Rahmenbedingung der Sozialgeschichte der DDR, in: Lepsius (2013), 67-81.
- (1995a): Handlungsräume und Rationalitätskriterien der Wirtschaftsfunktionäre in der Ära Honecker (1995), in: Lepsius (2013), 82-103.
- (1995b): Institutionenanalyse und Institutionenpolitik, in: Lepsius (2013), 11-25.
- (1995c): Das Legat zweier Diktaturen für die demokratische Kultur im vereinigten Deutschland, in: Lepsius (2013), 168-181.
- (1996): Lässt sich die deutsche Einheit durch die Institutionalisierung herstellen?, in: Lepsius (2013), 160-167.
- (1997a): Vertrauen zu Institutionen, in: Lepsius (2013), 55-64.
- (1997b): Institutionalisierung und Deinstitutionalisierung von Rationalitätskriterien, in: Lepsius (2013), 26-39.
- (2000): Zur Reformunfähigkeit der DDR: Wirtschaftliche Entscheidungsstrukturen und der „Bereich Mittag“ im Zentralkomitee der SED, in: Lepsius (2013), 104-115.
- (2013): *Institutionalisierung politischen Handelns. Analysen zur DDR, Wiedervereinigung und Europäischen Union*, Wiesbaden.
- Lieberman, R. C. (2002): Ideas, institutions, and political order: explaining political change, in: *American Political Science Review* 96/4, 697-712.
- lpb (Landeszentrale für politische Bildung Baden-Württemberg). Europawahl 2019: [[https://www.europawahl-bw.de/wahlergebnis\\_europawahl2019.html](https://www.europawahl-bw.de/wahlergebnis_europawahl2019.html)]

- Merkel, W. (2014): Is capitalism compatible with democracy?, in: *Zeitschrift für vergleichende Politikwissenschaft* 8: 109-128.
- (Hrsg.) (2015a): *Demokratie und Krise, Zum schwierigen Verhältnis von Theorie und Empirie*, Wiesbaden.
- (2015b), Die Herausforderungen der Demokratie, in: Merkel (2015a), 7-42.
- (2015c): Schluss. Ist die Krise der Demokratie eine Erfindung?, in: Merkel (2015a), 473-498.
- (2016): The challenge of capitalism to democracy. Reply to Colin Crouch and Wolfgang Streeck, in: *Zeitschrift für vergleichende Politikwissenschaft*, 10: 61-80.
- Merkel, W./Kneip, S., eds. (2018): *Democracy and Crisis. Challenges in Turbulent Times*, Cham/Switzerland: Springer.
- Müller, H.-P./Sigmund, S. (2015): Max Weber zum 150. Geburtstag. Interview mit M. Rainer Lepsius, in: *Berliner Journal für Soziologie* 24, 559-581.
- Nolte, P. (2008): Soziologie als kulturelle Selbstvergewisserung. Die Demokratisierung der deutschen Gesellschaft nach 1945, in: S. Sigmund/G. Albert/A. Bienfait/M. Stachura (Hrsg.), *Soziale Konstellation und historische Perspektive*, Wiesbaden, pp.18-40.
- Rossi, P. (2015): Erinnerungen an M. Rainer Lepsius, in: W. Schluchter (Hrsg.), *Akademische Gedenkfeier für Prof. Dr. Dr. h.c. M. Rainer Lepsius*, Heidelberg, 27-32.
- Schneider, H. (2018): Gewerkschaften — ja bitte, aber ohne mich, *IW-Kurzbericht* 80.
- Stecker, C. (2018): The effects of federalism reform on the legislative process in Germany, in: Behnke/Kropp (2018b), 19-40.
- Streeck, W. (2009): *Re-Forming Capitalism. Institutional Change in the German Political Economy*, Oxford/New York: Oxford University Press.
- (2015): Comment on Wolfgang Merkel, “Is capitalism compatible with democracy?”, in: *Zeitschrift für vergleichende Politikwissenschaft* 9, 49-60.
- Wagner, A./Kneip, S. (2015): Demokratische Gefahr für die Demokratie? Die prekäre Balance von Sicherheit und Freiheit, in: Merkel (2015a), 339-372.
- Weber, M. (1980): *Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie*, 5. Aufl., Tübingen. (『社会学の根本概念』(清水幾太郎訳) 岩波文庫, 1972)

#### 邦語文献

- 木谷勤 (1991): 「ドイツ帝国と国民統合」柴田三千雄他編『国家と革命』(シリーズ 世界史への問い 10) 岩波書店, 111-136.
- クラウチ, C. (2007): 『ポスト・デモクラシー——格差拡大の政策を生む政治構造——』(近藤隆文訳) 青灯社.
- 権左武志 (2015): 『ドイツ連邦主義の崩壊と再建——ヴァイマル共和国から戦後ドイツへ——』岩波書店.
- 近藤潤三 (2011): 『ドイツ・デモクラシーの焦点』木鐸社.
- シュトレック, W. (2016): 『時間かせぎの資本主義——いつまで危機を先送りできるか——』(鈴木直訳) みすず書房.
- 田中洋子 (2019): 「労働——雇用システムの動揺と展開——」藤沢利治・工藤章編著『ドイツ経済 EU 経済の基軸』ミネルヴァ書房, 127-170.
- 田辺俊介編著 (2014): 『民主主義の「危機」——国際比較調査からみる市民意識——』勁草書房.
- 西田慎・近藤正基編著 (2014): 『現代ドイツ政治——統一後の20年——』ミネルヴァ書房.
- 服部高宏 (2008): 「ドイツ連邦制改革」『ドイツ研究』42, 107-118.
- 平島健司 (1994): 『ドイツ現代政治』東京大学出版会.
- ミュラー, J.-W. (2017): 『憲法パトリオティズム』(斎藤一久・田畑真一・小池洋平監訳) 法政大学出版

局.

山井敏章（2017）：『計画の20世紀——ナチズム・〈モデルネ〉・国土計画——』岩波書店.

山口和人（2010）：「ドイツの第二次連邦制改革（連邦と州の財政関係）（1）——基本法の改正——」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』243, 3-18.

リオタール, J.-F.（1989）：『ポスト・モダンの条件——知・社会・言語ゲーム——』（小林康夫訳）水声社.

労働政策研究・研修機構（2004）：『諸外国における集团的労使紛争処理の制度と実態——ドイツ, フランス, イギリス, アメリカ——』（労働政策研究報告書 No. L-9）.

渡辺富久子（2010）：「ドイツの第二次連邦制改革（連邦と州の財政関係）（2）——財政赤字削減のための法整備——」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』246, 86-101.